

相談事例

ID：03-02-029

相談タイトル

賃貸住宅入居中の損害賠償請求について

Q：ご相談内容

入居している賃貸住宅のベランダ屋根からコンクリートの欠片が落下し頭に当たった。
管理会社に連絡したところ、通院代は支払うので念のため病院に行くよう言われ、診察の結果脳震盪との診断であり、3日間くらいは痛みがとれないかもしれないと言われた。
天井の補修もしてくれることになっているが、それだけの対応で、他に補償はないものなのか。入居して2年10ヶ月だが、今までも雨漏れ等がおこり度々修理してもらっている。
精神的にも苦痛で現在は退去も考えている。

A：回答

「他に補償はないものなのか」と言うことですが、具体的に補償（損害賠償）として要求されるものを挙げていただき、交渉を行うことになると思います。例えば、今回の怪我によって、仕事を休まなければならなかった場合には就業補償を求めたり、各種手続きを行うにあたり時間等を費やしたりしたことに対する費用弁済を求めたりすることになると思います。なお、退去を考慮されていて、退去にかかる諸費用を求められるのであれば、賃貸借契約書に基づく一定期間前での退去の申出を行い、家主に対し諸費用を請求する旨の話しを行い、協議していただくこととなります。
諸費用請求の妥当性も含め、法的な対応については弁護士等による法律相談を活用されることが良いと思います。